

一般ガス導管事業者の託送供給約款の変更の認可について

令和7年3月11日

電力・ガス取引監視等委員会事務局
ネットワーク事業監視課

(趣旨)

東京ガスネットワーク株式会社（以下「TGNW」という。）から、令和7年2月7日付けで経済産業大臣宛てに託送供給約款の変更の認可申請があり、2月13日付けで経済産業大臣から意見の求めがあったところ、当該認可申請に係る電力・ガス取引監視等委員会（以下「委員会」という。）としての回答について御審議いただく。

1. 概要

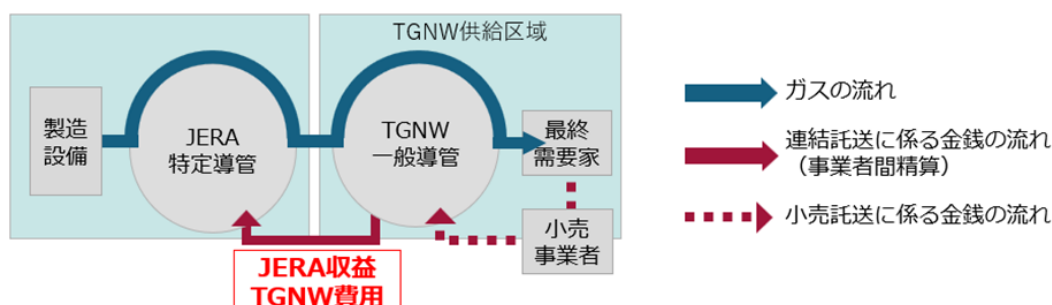
TGNW（東京地区等）の上流事業者当たる株式会社 JERA（以下「JERA」という。）及び扇島都市ガス供給株式会社（以下「OCGS」という。）は、令和4年3月に事業者間精算料金を設定し、それぞれ経済産業大臣、関東経済産業局長に提出した。

今般、TGNW（東京地区等）においては、当該事業者間精算費を託送供給料金原価に算入し、その結果、従量料金単価が増額するため、ガス事業法第48条第2項の規定に基づき経済産業大臣宛に託送供給約款の変更認可申請を行った。

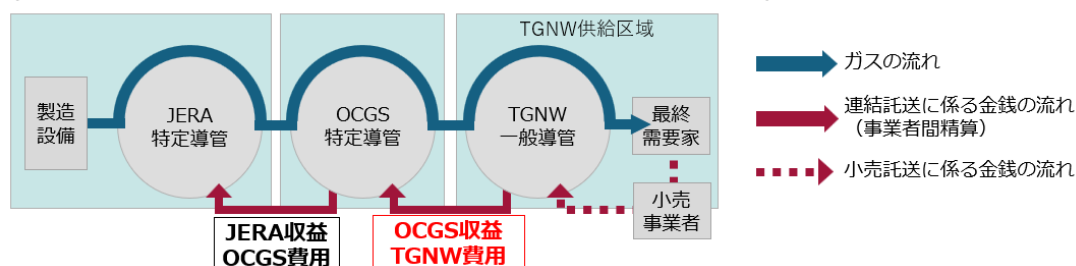
当該申請を受け、ガス事業法第177条第1項第7号の規定に基づき、経済産業大臣から意見の求めがあったため、委員会としては当該認可申請に係る意見を回答することになる。

なお、当該申請における従量料金単価の改定は、ガス事業託送供給約款料金算定規則第15条の規定に基づき算定された変動額託送供給約款料金原価等を現行の小売託送供給約款料金へ反映する（いわゆる変分改定を行う）こととなる。

＜JERAの事業者間精算料金改定に係るもの＞ （JERA－TGNW間で事業者間精算あり）



＜OCGSの事業者間精算料金改定に係るもの＞ （JERA－OCGS間、OCGS－TGNW間で、それぞれ事業者間精算あり）



(参考) 変分改定の概要

変分改定とは、上流の卸託送料金や卸託送量といった外生的な要因によって託送料金を改正する場合には、総原価の洗い替えを行うことは必ずしも求めず、国が改定後の事業者間精算額のみを審査する改定である。

事業者間精算とは、最終需要家へのガス到達までに2事業者以上の導管を通過する場合に、ガス導管事業者間で連結託送供給に係る費用を精算する仕組みである。これにより、ガスの広域的な流通を促進することによって、①ガス小売事業者間の競争の活性化、②需要家選択肢の拡大等を図り、需要家の利益を最大化するものである。

(参考) 変分改定制度について (第30回ガスシステム改革小委員会 資料5)

2 パンケーキ問題について

- 前述のとおり、パンケーキの解消後は、卸託送料金相当額については事業者間で精算することとなるが、例えば、次頁のケース1の場合、一般ガス導管事業者Bが一般ガス導管事業者Aに支払うべき事業者間精算額については、一般ガス導管事業者Aの卸託送料金といった外生的な要因の影響を受けることとなる。
- また、次頁のケース2の場合、一般ガス導管事業者Bが一般ガス導管事業者Aに支払うべき事業者間精算額については、一般ガス導管事業者Aの卸託送料金や卸託送量といった外生的な要因の影響を受けることとなる。
- 電気事業と比較して、ガス事業の場合には、①事業者間精算を行うべき額が相対的に高額であることに加え、②その供給力の全てを卸供給に依存している事業者が多数存在することから、今般のパンケーキ解消が事業者の経営に与えるインパクトが非常に大きいところ、例えば、一般ガス導管事業者Aの卸託送料金の改定(ケース1)や卸託送量の変化(ケース2)に伴って、一般ガス導管事業者Bがその託送料金を改定するに当たり、仮に総原価の洗い替えを行うことを求めた場合には、事業者に過度な負担を強いることに加え、こうした外生的な要因を踏まえた適正な料金改定が速やかに実現しないことも想定されるところである。(注1)
- このため、パンケーキ解消に伴って事業者の負担が過度に増大することを防止することにより、この制度改革を実効的なものとし、これによって、ガスの広域的な流通やガス小売事業者間の競争を促進する観点から、上記のような外生的な要因によって託送料金を改定する場合には、総原価の洗い替えを行うことは必ずしも求めず、国が、改定後の事業者間精算額のみを審査するという変分改定を認めることとした。(注2)

(注1) 例えば、東京電力の場合、高圧に係る接続供給料金(小売託送料金)の従量料金単価は2円32銭/kwhであり、事業者間精算の対象となる振替供給料金単価は19銭/kwhである一方、東京ガスの場合、小売託送料金の従量料金単価は2円58銭/m3であり、事業者間精算の対象となる卸託送料金の従量料金単価は3円30銭/m3である。

(注2) これにより託送料金が値上がりする場合には変分認可、託送料金が値下がりする場合には変分届出。また、同じく外生的な要因による変分改定である石油石炭税に係る変分改定の場合と同様、原価算定期間終了後の料金改定であっても、この変分改定を認めることとする。なお、卸託送料金については、国に届け出られたものも対象。

27

2. 変更認可申請の概要

①申請者：東京ガスネットワーク株式会社

②申請日：令和7年2月7日(実施期日：令和7年4月1日)

③申請内容：東京地区等における小売託送供給約款料金の従量料金単価について、1立方メートルにつき0.02円の増加。

3. 料金算定概要及び審査

・算定概要

手順1) 外生的な要因となる他のガス導管事業者(JERA、OCGS)が設定する事業者間

精算料金表及び想定連結託送供給ガス量を基に、「特別変動額」を算定。

手順2) 手順1で算定した特別変動額を「託送供給約款料金変動額」として整理。

手順3) 現行の託送供給約款原価等に、手順2の託送供給約款料金額を加えた額を「変動後託送供給約款料金原価等」として整理。

手順4) 変更後の変動額託送供給約款料金原価等と想定需要から小売託送供給約款料金の改定額を設定する。

⇒従量料金単価は、0.02 円の単価増（改定率：0.10%）。

- ・ 審査結果：JERA 及び OCGS の事業者間精算料金表及び想定連結託送供給ガス量について、2 社それぞれからの説明を通じて内容が合理的であることを確認するとともに、TGNW の上記の算定内容について、TGNW に説明を求め、事務局において審査したところ、ガス事業託送供給約款料金算定規則第 15 条の規定に基づいて適正に変動額託送供給約款料金原価等を算定した上で小売託送供給約款料金へ反映している事を確認した。

また、本申請について、ガス事業法第 48 条第 4 項各号に定める認可の要件のいずれにも適合していると認められることを確認した。

（参考 料金改定の概要）

託送供給約款 料金変動額 [千円・3 年]	現行託送供給 約款料金原価等 （変更前原価） [千円・3 年]	変動額託送供給 約款料金原価等 （変更後原価） [千円・3 年]	需要 想定量 [千 m ³ ・3 年]	改定前 平均 単価 [円/m ³]	改定後 平均 単価 [円/m ³]	料金 改定額 [円/m ³]	単価 改定率 [%]
972,348	867,483,785	868,456,133	41,843,013	20.73	20.76	0.02※	0.10

※改定後平均単価 20.76 円/m³－改正前平均単価 20.73 円/m³=0.03 円/m³となるが、収支相償により 0.02 円/m³を適用

4. 経済産業大臣への回答について

上記審査結果を踏まえ、委員会として、経済産業大臣が本申請に係る認可をするに異存はない旨、別添案のとおり経済産業大臣に回答することとしたい。

(参考条文)

●ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）

（託送供給約款）

第四十八条 一般ガス導管事業者は、その供給区域における託送供給に係る料金その他の供給条件について、経済産業省令で定めるところにより、託送供給約款を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。ただし、託送供給の申込みを受ける見込みその他の事情を勘案し、託送供給約款を定める必要がないものとして経済産業大臣の承認を受けた場合は、この限りでない。

2 前項本文の規定は、同項本文の認可を受けた託送供給約款を変更しようとする場合に準用する。

3 （略）

4 経済産業大臣は、第一項本文（第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、第一項本文の認可をしなければならない。

一 料金が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであること。

二 第一項本文の認可の申請に係る託送供給約款によりガスの供給を受けようとする者が託送供給を受けることを著しく困難にするおそれがないこと。

三 料金が定率又は定額をもつて明確に定められていること。

四 一般ガス導管事業者及び第一項本文の認可の申請に係る託送供給約款によりガスの供給を受ける者の責任に関する事項並びに導管、ガスメーターその他の設備に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。

五 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

六 前各号に掲げるもののほか、公共の利益の増進に支障がないこと。

5～13 （略）

（電力・ガス取引監視等委員会の意見の聴取）

第七十七条 経済産業大臣は、次に掲げる場合には、あらかじめ、電力・ガス取引監視等委員会（以下「委員会」という。）の意見を聴かななければならない。

一～六 （略）

七 第四十二条第一項若しくは第二項、第四十四条第二項又は第四十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第三項ただし書の認可をしようとするとき。

八～十二 （略）

2 （略）

●ガス事業託送供給約款料金算定規則（平成二十九年経済産業省令第二十二号）

（変動額託送供給約款料金原価等の算定）

第十五条 一般ガス導管事業者は、電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号。以下「改正法」という。）附則第十八条第一項又は法第四十八条第一項、第二項、第六項若しくは第九項若しくは法第五十条第二項の規定により託送供給約款で設定した料金（以下「現行託送供給約款料金」という。）を次項の規定により算定する事業者間精算費及び事業者間精算収益の変動額（他の導管事業者（一般ガス導管事業者又は特定ガス導管事業者をいう。以下同じ。）が設定する事業者間精算料金表（連結託送供給（導管事業者が一の需要場所に対する託送供給を連続して行う場合における託送供給のうち、当該一の需要場所に対して行う最後の託送供給以外の託送供給をいう。以下同じ。）に係る費用を導管事業者間で精算するための料金を算出するための基礎となる料金表をいう。以下同じ。）及び想定連結託送供給ガス量（連結託送供給を行うことが見込まれるガスの量をいう。以下同じ。）の変更に起因するもの）を基に変更しようとするときは、第二条から第十三条までの規定にかかわらず、当該変動額を基に変動額託送供給約款料金原価等を算定することができる。

2 前項の一般ガス導管事業者は、前項に規定する変動額について、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じて得る算定方法により整理した変動額（以下「特別変動額」という。）を算定し、様式第七第一表に整理しなければならない。

一 事業者間精算料金表及び想定連結託送供給ガス量等を基に、別表第一第一表（１）の規定により算定した事業者間精算費の額から別表第一第三表の規定により算定した事業者間精算収益の額を控除した額

二 現行託送供給約款料金を算定した際に別表第一第一表（１）の規定により算定された事業者間精算費の額から別表第一第三表の規定により算定した事業者間精算収益の額を控除した額

3 第一項の一般ガス導管事業者は、前項により算定した特別変動額を、託送供給約款料金変動額として整理しなければならない。

4 第一項の一般ガス導管事業者は、現行託送供給約款料金原価等に前項の託送供給約款料金変動額を加えた額を、変動額託送供給約款料金原価等として整理し、様式第七第二表に整理しなければならない。

●一般ガス導管事業託送供給約款料金審査要領

第２章 「原価等の算定」に関する審査

第７節 自助努力の及ばない費用の変動時における原価等の算定の特例

上記第１節から第６節までの規定にかかわらず、算定規則第１５条第１項の規定により原価が算定され、申請されたときは、原価等の算定に関する審査については、算定規則第１５条に定める方法に基づき適正に算定しているか否かにつき、必要な説明を求めて審査するものとする。

(案)
経済産業省

官	印	省	略
番			号
年		月	日

経済産業大臣 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

託送供給約款の変更の認可について（回答）

令和7年2月13日付け20250207資第7号により、貴職から当委員会に意見を求められた託送供給約款の変更の認可について、認可することに異存はありません。

料金改定の内容

■小売託送：料金単価表（東京地区等）

1. 標準託送供給料金（第1種）〔消費税抜き〕

				改訂前	改定後	値上額	
第 1 種	A表	0㎡から 20㎡まで	定額基本料金	円/月、契約	345.00	345.00	－
			従量料金単価	円/㎡	47.94	47.96	0.02
	B表	20㎡を超え 80㎡まで	定額基本料金	円/月、契約	395.00	395.00	－
			従量料金単価	円/㎡	45.44	45.46	0.02
	C表	80㎡を超え 200㎡まで	定額基本料金	円/月、契約	801.40	801.40	－
			従量料金単価	円/㎡	40.36	40.38	0.02
	D表	200㎡を超え 500㎡まで	定額基本料金	円/月、契約	1,459.40	1,459.40	－
			従量料金単価	円/㎡	37.07	37.09	0.02
	E表	500㎡を超え 800㎡まで	定額基本料金	円/月、契約	2,329.40	2,329.40	－
			従量料金単価	円/㎡	35.33	35.35	0.02
	F表	800㎡を超え る場合	定額基本料金	円/月、契約	6,953.40	6,953.40	－
			従量料金単価	円/㎡	29.55	29.57	0.02

2. 標準託送供給料金（第2種）〔消費税抜き〕

					改訂前	改定後	値上額
第 2 種	その 1	定額基本料金		円/月、契約	227,570.00	227,570.00	－
		流量基本料金		円/㎡	675.00	675.00	－
		従量料 金単価	その他期	円/㎡	1.36	1.38	0.02
			冬期	円/㎡	1.72	1.74	0.02
	その 2	定額基本料金		円/月、契約	105,840.00	105,840.00	－
		流量基本料金		円/㎡	675.00	675.00	－
		従量料 金単価	その他期	円/㎡	2.01	2.03	0.02
			冬期	円/㎡	2.50	2.52	0.02
	その 3	定額基本料金		円/月、契約	43,070.00	43,070.00	－
		流量基本料金		円/㎡	675.00	675.00	－
		従量料 金単価	その他期	円/㎡	3.41	3.43	0.02
			冬期	円/㎡	4.18	4.20	0.02

託送供給約款の変更の認可について

電力・ガス取引監視等委員会事務局

一般ガス導管事業者の託送供給約款の変更の認可について、ガス事業法第48条第4項の規定及び一般ガス導管事業託送供給約款料金審査要領に照らして審査する。

■事業者名：東京ガスネットワーク株式会社

■ 事務局審査内容		
ガス事業法 第48条第4項 経済産業大臣は、第一項本文の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、第一項本文の認可をしなければならない。		
条文（抜粋）	審査結果	
一 料金が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであること。	今般の認可申請は、ガス事業託送供給約款料金算定規則第15条の規定に基づき、他の導管事業者が設定する事業者間精算料金表及び想定連結託送供給ガス量により算定した託送供給約款料金変動額を小売託送供給約款料金へ反映していることから、料金が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであると確認した。	
二 第一項本文の認可の申請に係る託送供給約款によりガスの供給を受けようとする者が託送供給を受けることを著しく困難にするおそれがないこと。	今般の認可申請は、託送供給約款料金変動額のみを小売託送供給約款料金に反映するものであり、託送供給を実質上拒絶しガス供給への参入を妨げるような料金その他の供給条件の設定を行うものではないことから、ガスの供給を受けようとする者が託送供給を受けることを著しく困難にするおそれはないと確認した。	
三 料金が定率又は定額をもつて明確に定められていること。	今般の認可申請は、託送供給約款料金変動額による小売託送供給約款料金の単価増加分を東京地区における従量料金単価へ定額で反映していることから、料金が定率又は定額をもつて明確に定められていることを確認した。	
四 一般ガス導管事業者及び第一項本文の認可の申請に係る託送供給約款によりガスの供給を受ける者の責任に関する事項並びに導管、ガスメーターその他の設備に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。	今般の認可申請は、託送供給約款料金変動額を反映した小売託送供給約款料金が明確に定められており、かつ、その他の供給条件等については変更がないことから、ガスの供給を受ける者の責任に関する事項、費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていることを確認した。	
五 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。	今般の認可申請は、託送供給約款料金変動額による小売託送供給約款料金の単価増加分について、東京地区における従量料金単価へ一律同額を反映していることから、特定の者に対して不当な差別的な取扱いをするものではないことを確認した。	
六 前各号に掲げるもののほか、公共の利益の増進に支障がないこと。	今般の認可申請は、託送供給約款料金変動額のみを小売託送供給約款料金に反映するものであり、託送供給依頼者やガスの供給を受ける者の料金が割高になるものではないことから、公共の利益の増進に支障はないことを確認した。	

■ 事務局審査内容				
料金算定内容等に係る審査：ガス事業託送供給約款料金算定規則第15条の規定に基づいて適正に変動額託送供給約款料金原価等を算定した上で、算定規則第14条の規定に基づき小売託送供給約款料金へ反映しているか審査を行う。				
第15条 一般ガス導管事業者は、現行託送供給約款料金」次項の規定により算定する事業者間精算費及び事業者間精算収益の変動額（他の導管事業者が設定する事業者間精算料金表及び想定連結託送供給ガス量の変更に起因するもの）を基に変更しようとするときは、第二条から第十三条までの規定にかかわらず、当該変動額を基に変動額託送供給約款料金原価等を算定することができる。				
手 順	条文（抜粋）	算定内容		審査結果
1	（第15条第2項） 変動額について、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じて得る算定方法により整理した変動額（特別変動額）を算定し、様式第七第一表に整理しなければならない。	①＝②－⑤	972,348千円	変動額について、第1号で算出した【-15,202,738千円】から第2号で算出した【-16,175,086千円】を控除した額として【972,348千円】を算出していることを確認した。
	一 事業者間精算料金表及び想定連結託送供給ガス量等を基に、別表第一第一表（1）の規定により算定した事業者間精算費の額から別表第一第三表の規定により算定した事業者間精算収益の額を控除した額	②＝③－④	-15,202,738千円	新料金に係る③事業者間精算費【4,265,583千円】から④事業者間精算収益【19,468,321千円】を控除した額として【-15,202,738千円】と算出していることを確認した。
	別表第1第1表 事業者間精算費 当該一般ガス導管事業者の直前に連結託送供給を行うことが見込まれる他の導管事業者が設定する事業者間精算料金表及び当該他の導管事業者の想定連結託送供給ガス量等を基に計算した金額の合計額とする。	③	4,265,583千円	上流事業者2社（JERA、OCGS）が設定する事業者間精算表及び想定連結託送供給ガス量を基に、事業者間精算費を【4,265,583千円】と算出していることを確認した。
	別表第1第3表 事業者間精算収益 当該一般ガス導管事業者が設定する事業者間精算料金表に実績値及び供給計画等を基に算定した当該一般ガス導管事業者の想定連結託送供給ガス量等を基に計算した金額とする。	④	19,468,321千円	上流事業者2社（JERA、OCGS）が設定する事業者間精算表及び想定連結託送供給ガス量を基に、事業者間収益を【19,468,321千円】と算出していることを確認した。

	二 現行託送供給約款料金を算定した際に別表第一第一表（１）の規定により算定された事業者間精算費の額から別表第一第三表の規定により算定した事業者間精算収益の額を控除した額	⑤＝⑥－⑦	-16,175,086千円	現行料金に係る⑥事業者間精算費【3,873,751千円】から⑦事業者間精算収益【20,048,837千円】を控除した額【-16,175,086千円】を算出していることを確認した。
	別表第１第１表 事業者間精算費 当該一般ガス導管事業者の直前に連結託送供給を行うことが見込まれる他の導管事業者が設定する事業者間精算料金表及び当該他の導管事業者の想定連結託送供給ガス量等を基に計算した金額の合計額とする。	⑥	3,873,751千円	現行料金算定時の上流事業者２社（ＪＥＲＡ，ＯＣＧＳ）が設定する事業者間精算表及び想定連結託送供給ガス量を基に、事業者間精算費を【3,873,751千円】と算出していることを確認した。
	別表第１第３表 事業者間精算収益 当該一般ガス導管事業者が設定する事業者間精算料金表に実績値及び供給計画等を基に算定した当該一般ガス導管事業者の想定連結託送供給ガス量等を基に計算した金額とする。	⑦	20,048,837千円	現行料金算定時の上流事業者２社（ＪＥＲＡ，ＯＣＧＳ）が設定する事業者間精算表及び想定連結託送供給ガス量を基に、事業者間収益を20,048,837千円】と算出していることを確認した。
手 順 ２	（第１５条第３項） 第一項の一般ガス導管事業者は、前項により算定した特別変動額を、託送供給約款料金変動額として整理しなければならない。	⑧＝①	972,348千円	特別変動額について、第１５条第２項で算出した【972,348千円】と整理していることを確認した。
手 順 ３	（第１５条第４項） 第一項の一般ガス導管事業者は、現行託送供給約款料金原価等に前項の託送供給約款料金変動額を加えた額を、変動額託送供給約款料金原価等として整理し、様式第７第２表に整理しなければならない。	⑨＝⑩＋⑧	868,456,133千円	現行料金原価【867,483,785千円】に託送供給約款料金変動額（特別変動額）【972,348千円】を加えた額である【868,456,133千円】を変動額託送供給約款料金原価等として整理していることを確認した。
	（様式第七第二表） 現行託送供給約款料金原価	⑩	867,483,785千円	直近（2020年10月：四街道地区併合後）の託送供給約款料金原価である【867,483,785千円】であることを確認した。
手 順 ４	（第１４条） ３ 一般ガス導管事業者は、託送供給約款認可料金を、託送供給約款料金原価等と原価算定期間中の託送供給約款に係るガスの供給量により算定される託送供給約款認可料金による収入額が一致するように設定しなければならない。 ４ 一般ガス導管事業者は、様式第六第一表の託送供給約款料金原価等と料金収入の比較表を作成しなければならない。			
	変更後の変動額託送供給約款料金原価等と想定需要から小売託送供給約款料金の改定額を設定する。	改定額	0.02円	以下のとおり適正に算定されていることを確認した。 （変更後平均単価：変更後原価（868,456,133千円）÷想定需要量（41,843,013千㎡）） （変更後平均単価（20.76円）－変更前平均単価（20.73円））＝0.03円 ⇒0.03円の値上げの場合、想定料金収入が原価等を上回ってしまうため、収支相償を満たさないことから、改定額は0.02円とする。
	（様式第７第２表） 変動額託送供給約款料金原価等	⑨＝⑩＋⑧	868,456,133千円	⑨変動額託送供給約款料金原価等【868,456,133千円】を適用していることを確認した。
	（様式第６第１表） 想定需要量	⑫	41,843,013千㎡	TGNWの直近改定時託送供給約款供給ガス需要量【41,843,013千㎡】が適用されていることを確認した。
	（様式第６第１表） 平均単価	⑬＝⑪／⑫	20.76	変動額託送供給約款料金原価等【868,456,133千円】／想定需要量【41,843,013千㎡】により20.755105…となり、【20.76円／㎡】を算出していることを確認した。
	（第１４条第３項） 一般ガス導管事業者は、託送供給約款認可料金を、託送供給約款料金原価等と原価算定期間中の託送供給約款に係るガスの供給量により算定される託送供給約款認可料金による収入額が一致するように設定しなければならない。 変動後想定料金収入	⑭	868,051,651千円	変動後想定収入が、変動前想定収入（2020年10月四街道地区併合後）【867,214,791千円】＋想定需要量【41,843,013千円】×改定額【0.02円／㎡】で算出されていることを確認した。

■ 事務局の審査結果
申請内容について、ガス事業法第４８条第４項各号に定める認可の要件に適合しており、かつ、ガス事業託送供給約款料金算定規則第１５条の規定に基づいて適正に変動額託送供給約款料金原価等を算定した上で小売託送供給約款料金へ反映していると認められる。

経 済 産 業 省

官 印 省 略
20250207資第7号
令和7年2月13日

電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿

経済産業大臣

託送供給約款の変更の認可について

ガス事業法（昭和29年法律第51号）第177条第1項第7号の規定により、別添の申請に係る同法第48条第2項において準用する同条第1項本文の規定に基づく託送供給約款の変更の認可について、貴委員会の意見を求めます。

託送供給約款変更認可申請書

504-2024 : 165
2025 年 2 月 7 日

経 済 産 業 大 臣 殿

東京都港区海岸一丁目 5 番 2 0 号
東京ガスネットワーク株式会社
代表取締役社長 沢田 聡

ガス事業法第 4 8 条第 2 項の規定により、次のとおり託送供給約款の変更の認可を受けたいので申請します。

変 更 の 内 容	別紙のとおり
実 施 期 日	2025 年 4 月 1 日

別紙

変更の内容

小売託送供給約款（需要場所で払い出す託送供給）「18. 精算額」、「附則」、「（別表第4）料金表」および「（別表第10）料金の日割計算」を次のとおり変更する。

1. 「18. 精算額」を次のとおり変更する。

（1）個別契約中途解約精算額

当社は、29（託送供給契約の継続、変更及び終了）（14）に基づき個別契約が契約期間満了日前に終了したときには、①に定める算式によって算定する金額に消費税等相当額を加算した金額を、個別契約中途解約精算額として申し受けます。

ただし、当該個別契約と同一需要場所かつ同一需要家について終了日の翌日から個別契約（以下「新契約」といいます。）を締結する場合であって、それまでの個別契約（以下「前契約」といいます。）の流量基本料金から変更となるときには、当社は、終了日の属する月に、②に定める算式によって算定する金額に消費税等相当額を加算した金額を、個別契約中途解約精算額として申し受けます。

① 1 か月あたりの基本料金相当額

×当該個別契約の終了日の属する月の翌月から契約期間満了月までの残存月数

②（イ）新契約の流量基本料金が前契約から減少する場合

{(前契約の契約最大払出ガス量×前契約の流量基本料金単価)
－ (新契約の契約最大払出ガス量×新契約の流量基本料金単価)}
×前契約終了日の属する月の翌月から前契約期間満了月までの月数

ただし、新契約の料金が標準託送供給料金第1種である場合は、以下の算式といたします。

前契約の1 か月あたりの基本料金相当額

×前契約終了日の属する月の翌月から前契約期間満了月までの月数

（ロ）新契約の流量基本料金が前契約から増加する場合

{(新契約の契約最大払出ガス量×新契約の流量基本料金単価)
－ (前契約の契約最大払出ガス量×前契約の流量基本料金単価)}
×前契約の契約開始月から終了日の属する月までの月数

ただし、託送供給先需要家の消費機器の増設等による再契約のための中途解約であって契約期間中において契約最大払出ガス量を増量することが合理的と認められる場合、供給者切替に伴う場合であって個別契約の諸条件に変更のない場合等、当社が認めたときには、上記の算式で算定する個別契約中途解約精算額は申し受けません。

とあるを

（1）個別契約中途解約精算額

当社は、29（託送供給契約の継続、変更及び終了）（14）に基づき個別契約が契約期間満了日前に終了したときには、①に定める算式によって算定する金額に消費税等相当額を加算した金額を、個別契約中途解約精算額として申し受けます。

ただし、当該個別契約と同一需要場所かつ同一需要家について終了日の翌日から個別契約（以下「新契約」といいます。）を締結する場合であって、それまでの個別契約（以下「前契約」といいます。）の流量基本料金から変更となるときには、当社は、終了日の属する月に、②に定める算式によって算定する金額に消費税等相当額を加算した金額を、個別契約中途解約精算額として申し受けます。

① 1 か月あたりの定額基本料金と流量基本料金の合計額

×当該個別契約の終了日の属する月の翌月から契約期間満了月までの残存月数

- ② (イ) 新契約の流量基本料金が前契約から減少する場合
{(前契約の契約最大払出ガス量×前契約の流量基本料金単価)
－ (新契約の契約最大払出ガス量×新契約の流量基本料金単価)}
×前契約終了日の属する月の翌月から前契約期間満了月までの月数

ただし、新契約の料金が標準託送供給料金第1種である場合は、以下の算式といたします。

前契約の1か月あたりの定額基本料金と流量基本料金の合計額
×前契約終了日の属する月の翌月から前契約期間満了月までの月数

- (ロ) 新契約の流量基本料金が前契約から増加する場合

{(新契約の契約最大払出ガス量×新契約の流量基本料金単価)
－ (前契約の契約最大払出ガス量×前契約の流量基本料金単価)}
×前契約の契約開始月から終了日の属する月までの月数

ただし、託送供給先需要家の消費機器の増設等による再契約のための中途解約であって契約期間中において契約最大払出ガス量を増量することが合理的と認められる場合、供給者切替に伴う場合であって個別契約の諸条件に変更のない場合等、当社が認めたときには、上記の算式で算定する個別契約中途解約精算額は申し受けません。

と、改める。

2. 「附則」を次のとおり変更する。

1. 実施期日

この約款は、2024年5月1日から実施いたします。

ただし、この約款の2（託送供給約款の認可及び変更）（2）の規定により、別表第12（供給区域等）のみを変更した場合には、変更後の別表第12については、変更後の別表第12に定める日から実施いたします。

また、別表第12（供給区域等）の変更に伴い、別表第1（払い出すガスの圧力並びに払出エリア）（4）の払出エリアを変更した場合には、変更後の別表第12に定める日から実施いたします。

とあるを

1. 実施期日

この約款は、2025年4月1日から実施いたします。

ただし、この約款の2（託送供給約款の認可及び変更）（2）の規定により、別表第12（供給区域等）のみを変更した場合には、変更後の別表第12については、変更後の別表第12に定める日から実施いたします。

また、別表第12（供給区域等）の変更に伴い、別表第1（払い出すガスの圧力並びに払出エリア）（4）の払出エリアを変更した場合には、変更後の別表第12に定める日から実施いたします。

と、改める。

2. この約款の実施に伴う切り替え措置

— 標準託送供給料金第1種 —

(1) 当社は、その初日が 2025 年 3 月 31 日以前に属し、その末日が 2025 年 4 月 1 日以降に属する算定期間（以下「本算定期間」といいます。）については、次の算式によって算定する金額を託送供給料金として申し受けます。

(算式)

託送供給料金

=①' + ②'

①' = ①旧約款適用期間の料金に消費税等相当額を加えた金額

①旧約款適用期間の料金（小数点第 1 位以下の端数切り捨て）

= ③旧約款別表第 4 の定額基本料金 × D 1 / D（小数点第 3 位以下の端数切り捨て）

+ ④旧約款別表第 4 の従量料金単価 × V 1

②' = ②本約款適用期間の料金に消費税等相当額を加えた金額

②本約款適用期間の料金（小数点第 1 位以下の端数切り捨て）

= ⑤本約款別表第 4 の定額基本料金 × D 2 / D（小数点第 3 位以下の端数切り捨て）

+ ⑥本約款別表第 4 の従量料金単価 × V 2

(備 考) (以下 (2) から (4) においても同じ)

旧約款 = 2025 年 3 月 31 日まで適用された小売託送供給約款

D = 本算定期間の日数

D 1 = D のうち旧約款適用期間の日数

= 本算定期間の初日から起算して 2025 年 3 月 31 日までの日数

D 2 = D のうち本約款適用期間の日数

= 2025 年 4 月 1 日から起算して本算定期間末日までの日数

V = 本算定期間のガス量

V 1 = V のうち旧約款適用期間のガス量

= $V \times D 1 / D$ （小数点第 1 位以下の端数切り捨て）

V 2 = V のうち本約款適用期間のガス量

= $V - V 1$

(2) 当社は、(1) の料金の算定にあたって、旧約款別表第 4 および本約款別表第 4 においていずれの料金表を適用するかは、本算定期間のガス量 V により判定いたします。

(3) 当社は、(1) の料金の算定にあたって、本約款 17 (8) の①から③のいずれかに該当する場合は、旧約款適用期間の料金および本約款適用期間の料金を、それぞれ次の算式により日割計算します。

(算式)

①旧約款適用期間の料金（小数点第 1 位以下の端数切り捨て）

= ③旧約款別表第 4 の定額基本料金 × D 1 / 30（小数点第 3 位以下の端数切り捨て）

+ ④旧約款別表第 4 の従量料金単価 × V 1

②本約款適用期間の料金（小数点第 1 位以下の端数切り捨て）

= ⑤本約款別表第 4 の定額基本料金 × D 2 / 30（小数点第 3 位以下の端数切り捨て）

+ ⑥本約款別表第 4 の従量料金単価 × V 2

(4) 当社は、(3) における旧約款適用期間の料金および本約款適用期間の料金の算定にあたって、旧約款別表第 4 および本約款別表第 4 においていずれの料金表を適用するかは、次の算式により算定した 1 か月換算ガス量により判定いたします。

(算式)

1 か月換算ガス量 = $V \times 30 / D$

— 標準託送供給料金第 2 種 —

(1) 当社は、その初日が 2025 年 3 月 31 日以前に属し、その末日が 2025 年 4 月 1 日以降に属する算定期間（以下「本算定期間」といいます。）については、次の算式によって算定する金額を託送供給料金とし

て申し受けます。

(算式)

託送供給料金

=①' + ②'

①' = ①旧約款適用期間の料金に消費税等相当額を加えた金額

①旧約款適用期間の料金 (小数点第 1 位以下の端数切り捨て)

= ③旧約款別表第 4 の定額基本料金 $\times D1 / D$ (小数点第 3 位以下の端数切り捨て)

+ ④旧約款別表第 4 の流量基本料金単価 $\times$ 契約最大払出ガス量 $\times D1 / D$ (小数点第 3 位以下の端数切り捨て)

+ ⑤旧約款別表第 4 の従量料金単価 $\times V1$

②' = ②本約款適用期間の料金に消費税等相当額を加えた金額

②本約款適用期間の料金 (小数点第 1 位以下の端数切り捨て)

= ⑥本約款別表第 4 の定額基本料金 $\times D2 / D$ (小数点第 3 位以下の端数切り捨て)

+ ⑦本約款別表第 4 の流量基本料金単価 $\times$ 契約最大払出ガス量 $\times D2 / D$ (小数点第 3 位以下の端数切り捨て)

+ ⑧本約款別表第 4 の従量料金単価 $\times V2$

(備 考) (以下 (2) においても同じ)

旧約款 = 2025 年 3 月 31 日まで適用された小売託送供給約款

D = 本算定期間の日数

D1 = D のうち旧約款適用期間の日数

= 本算定期間の初日から起算して 2025 年 3 月 31 日までの日数

D2 = D のうち本約款適用期間の日数

= 2025 年 4 月 1 日から起算して本算定期間末日までの日数

V = 本算定期間のガス量

V1 = V のうち旧約款適用期間のガス量

= $V \times D1 / D$ (小数点第 1 位以下の端数切り捨て)

V2 = V のうち本約款適用期間のガス量

= $V - V1$

(2) 当社は、(1) の料金の算定にあたって、本約款 17 (9) の①または②に該当する場合は、旧約款適用期間の料金および本約款適用期間の料金を、それぞれ次の算式により日割計算します。

(算式)

①旧約款適用期間の料金 (小数点第 1 位以下の端数切り捨て)

= ③旧約款別表第 4 の定額基本料金 $\times D1 / 30$ (小数点第 3 位以下の端数切り捨て)

+ ④旧約款別表第 4 の流量基本料金単価 $\times$ 契約最大払出ガス量 $\times D1 / 30$ (小数点第 3 位以下の端数切り捨て)

+ ⑤旧約款別表第 4 の従量料金単価 $\times V1$

②本約款適用期間の料金 (小数点第 1 位以下の端数切り捨て)

= ⑥本約款別表第 4 の定額基本料金 $\times D2 / 30$ (小数点第 3 位以下の端数切り捨て)

+ ⑦本約款別表第 4 の流量基本料金単価 $\times$ 契約最大払出ガス量 $\times D2 / 30$ (小数点第 3 位以下の端数切り捨て)

+ ⑧本約款別表第 4 の従量料金単価 $\times V2$

を、追加する。

2. 定期修理時等における取り扱い

とあるを

3. 定期修理時等における取り扱い

と、改める。

3. 約款等の閲覧場所

とあるを

4. 約款等の閲覧場所

と、改める。

4. 当社の導管事業の運営に使用するガスの取り扱い

とあるを

5. 当社の導管事業の運営に使用するガスの取り扱い

と、改める。

3. 「(別表第4) 料金表」を次のとおり変更する。

4－1. 東京地区等(45MJ地区)

〔標準託送供給料金第1種〕

1. 適用区分

- 料金表A ガス量が0立方メートルから20立方メートルまでの場合に適用いたします。
料金表B ガス量が20立方メートルを超え、80立方メートルまでの場合に適用いたします。
料金表C ガス量が80立方メートルを超え、200立方メートルまでの場合に適用いたします。
料金表D ガス量が200立方メートルを超え、500立方メートルまでの場合に適用いたします。
料金表E ガス量が500立方メートルを超え、800立方メートルまでの場合に適用いたします。
料金表F ガス量が800立方メートルを超える場合に適用いたします。

2. 料金表A

(1) 定額基本料金

1か月及び1個別契約につき	345.00円
---------------	---------

(2) 従量料金単価

1立方メートルにつき	<u>47.94円</u>
------------	---------------

3. 料金表B

(1) 定額基本料金

1 か月及び1 個別契約につき	3 9 5 . 0 0 円
-----------------	---------------

(2) 従量料金単価

1 立方メートルにつき	<u>4 5 . 4 4 円</u>
-------------	--------------------

4. 料金表C

(1) 定額基本料金

1 か月及び1 個別契約につき	8 0 1 . 4 0 円
-----------------	---------------

(2) 従量料金単価

1 立方メートルにつき	<u>4 0 . 3 6 円</u>
-------------	--------------------

5. 料金表D

(1) 定額基本料金

1 か月及び1 個別契約につき	1 , 4 5 9 . 4 0 円
-----------------	-------------------

(2) 従量料金単価

1 立方メートルにつき	<u>3 7 . 0 7 円</u>
-------------	--------------------

6. 料金表E

(1) 定額基本料金

1 か月及び1 個別契約につき	2 , 3 2 9 . 4 0 円
-----------------	-------------------

(2) 従量料金単価

1 立方メートルにつき	<u>3 5 . 3 3 円</u>
-------------	--------------------

7. 料金表F

(1) 定額基本料金

1 か月及び1 個別契約につき	6 , 9 5 3 . 4 0 円
-----------------	-------------------

(2) 従量料金単価

1 立方メートルにつき	<u>2 9 . 5 5 円</u>
-------------	--------------------

[標準託送供給料金第2種]

8. 適用

(1) 別表第4（料金表）4－1の9、10、11の料金表の中から、いずれか1つを選択していただきます。

(2) 従量料金単価の「その他期」は、料金算定期間の末日が3月の定例検針日の翌日から11月の定例検針日に属する料金算定期間の料金の算定に適用します。

ただし、定例検針日が当社の第1営業日の場合は、料金算定期間の末日が4月の定例検針日の翌日から

12月の定例検針日に属する料金算定期間の料金の算定に適用します。

- (3) 従量料金単価の「冬期」は、料金算定期間の末日が11月の定例検針日の翌日から翌年の3月の定例検針日に属する料金算定期間の料金の算定に適用します。

ただし、定例検針日が当社の第1営業日の場合は、料金算定期間の末日が12月の定例検針日の翌日から翌年の4月の定例検針日に属する料金算定期間の料金の算定に適用します。

9. 標準託送供給料金第2種その1

- (1) 定額基本料金

1か月及び1個別契約につき	227,570.00円
---------------	-------------

- (2) 流量基本料金単価

1立方メートルにつき	675.00円
------------	---------

- (3) 従量料金単価

1立方メートルにつき（その他期）	<u>1.36円</u>
1立方メートルにつき（冬期）	<u>1.72円</u>

10. 標準託送供給料金第2種その2

- (1) 定額基本料金

1か月及び1個別契約につき	105,840.00円
---------------	-------------

- (2) 流量基本料金単価

1立方メートルにつき	675.00円
------------	---------

- (3) 従量料金単価

1立方メートルにつき（その他期）	<u>2.01円</u>
1立方メートルにつき（冬期）	<u>2.50円</u>

11. 標準託送供給料金第2種その3

- (1) 定額基本料金

1か月及び1個別契約につき	43,070.00円
---------------	------------

- (2) 流量基本料金単価

1立方メートルにつき	675.00円
------------	---------

- (3) 従量料金単価

1立方メートルにつき（その他期）	<u>3.41円</u>
1立方メートルにつき（冬期）	<u>4.18円</u>

とあるを、

4－1．東京地区等（45MJ地区）

〔標準託送供給料金第1種〕

1．適用区分

- 料金表A ガス量が0立方メートルから20立方メートルまでの場合に適用いたします。
料金表B ガス量が20立方メートルを超え、80立方メートルまでの場合に適用いたします。
料金表C ガス量が80立方メートルを超え、200立方メートルまでの場合に適用いたします。
料金表D ガス量が200立方メートルを超え、500立方メートルまでの場合に適用いたします。
料金表E ガス量が500立方メートルを超え、800立方メートルまでの場合に適用いたします。
料金表F ガス量が800立方メートルを超える場合に適用いたします。

2．料金表A

（1）定額基本料金

1か月及び1個別契約につき	345.00円
---------------	---------

（2）従量料金単価

1立方メートルにつき	<u>47.96円</u>
------------	---------------

3．料金表B

（1）定額基本料金

1か月及び1個別契約につき	395.00円
---------------	---------

（2）従量料金単価

1立方メートルにつき	<u>45.46円</u>
------------	---------------

4．料金表C

（1）定額基本料金

1か月及び1個別契約につき	801.40円
---------------	---------

（2）従量料金単価

1立方メートルにつき	<u>40.38円</u>
------------	---------------

5．料金表D

（1）定額基本料金

1か月及び1個別契約につき	1,459.40円
---------------	-----------

（2）従量料金単価

1立方メートルにつき	<u>37.09円</u>
------------	---------------

6．料金表E

（1）定額基本料金

1 か月及び1 個別契約につき	2, 3 2 9. 4 0 円
-----------------	-----------------

(2) 従量料金単価

1 立方メートルにつき	<u>3 5. 3 5 円</u>
-------------	-------------------

7. 料金表F

(1) 定額基本料金

1 か月及び1 個別契約につき	6, 9 5 3. 4 0 円
-----------------	-----------------

(2) 従量料金単価

1 立方メートルにつき	<u>2 9. 5 7 円</u>
-------------	-------------------

[標準託送供給料金第2種]

8. 適用

(1) 別表第4（料金表）4－1の9、10、11の料金表の中から、いずれか1つを選択していただきます。

(2) 従量料金単価の「その他期」は、料金算定期間の末日が3月の定例検針日の翌日から11月の定例検針日に属する料金算定期間の料金の算定に適用します。

ただし、定例検針日が当社の第1営業日の場合は、料金算定期間の末日が4月の定例検針日の翌日から12月の定例検針日に属する料金算定期間の料金の算定に適用します。

(3) 従量料金単価の「冬期」は、料金算定期間の末日が11月の定例検針日の翌日から翌年の3月の定例検針日に属する料金算定期間の料金の算定に適用します。

ただし、定例検針日が当社の第1営業日の場合は、料金算定期間の末日が12月の定例検針日の翌日から翌年の4月の定例検針日に属する料金算定期間の料金の算定に適用します。

9. 標準託送供給料金第2種その1

(1) 定額基本料金

1 か月及び1 個別契約につき	2 2 7, 5 7 0. 0 0 円
-----------------	---------------------

(2) 流量基本料金単価

1 立方メートルにつき	6 7 5. 0 0 円
-------------	--------------

(3) 従量料金単価

1 立方メートルにつき（その他期）	<u>1. 3 8 円</u>
1 立方メートルにつき（冬期）	<u>1. 7 4 円</u>

10. 標準託送供給料金第2種その2

(1) 定額基本料金

1 か月及び1 個別契約につき	1 0 5, 8 4 0. 0 0 円
-----------------	---------------------

(2) 流量基本料金単価

1 立方メートルにつき	675.00円
-------------	---------

(3) 従量料金単価

1 立方メートルにつき (その他期)	2.03円
1 立方メートルにつき (冬期)	2.52円

11. 標準託送供給料金第2種その3

(1) 定額基本料金

1 か月及び1 個別契約につき	43,070.00円
-----------------	------------

(2) 流量基本料金単価

1 立方メートルにつき	675.00円
-------------	---------

(3) 従量料金単価

1 立方メートルにつき (その他期)	3.43円
1 立方メートルにつき (冬期)	4.20円

と改める。

4. 「(別表第10) 料金の日割計算」を次のとおり変更する。

料金の日割計算 (1)

— 標準託送供給料金第1種 —

料金は、次の日割計算後基本料金と従量料金の合計といたします。なお、別表第4 (料金表) のいずれの料金表を適用するかは、料金算定期間のガス量に30を乗じ、次の日割計算日数で除した1か月換算ガス量によります。

(1) 日割計算後基本料金

定額基本料金×日割計算日数/30

(備 考)

- ① 定額基本料金は、別表第4 (料金表) における定額基本料金
- ② 日割計算日数は、料金算定期間の日数
- ③ 計算結果の小数点第3位以下の端数は切り捨て

(2) 従量料金

別表第4 (料金表) における従量料金単価にガス量を乗じて算定いたします。

— 標準託送供給料金第2種 —

料金は、次の日割計算後基本料金と従量料金の合計といたします。

(1) 日割計算後基本料金

$$\frac{(\text{定額基本料金} + \text{流量基本料金単価} \times \text{契約最大払出ガス量}) \times \text{日割計算日数}}{30}$$

(備 考)

- ① 定額基本料金は、別表第4 (料金表) における定額基本料金
- ② 流量基本料金単価は、別表第4 (料金表) における流量基本料金単価
- ③ 日割計算日数は、料金算定期間の日数
- ④ 計算結果の小数点第3位以下の端数は切り捨て

(2) 従量料金

別表第4（料金表）における従量料金単価にガス量を乗じて算定いたします。

料金の日割計算（2）

— 標準託送供給料金第1種 —

料金は、次の日割計算後基本料金と従量料金の合計といたします。なお、別表第4（料金表）のいずれの料金表を適用するかは、料金算定期間のガス量に30を乗じ、30から供給中止期間の日数を差し引いた日数で除した1か月換算ガス量によります。

(1) 日割計算後基本料金

定額基本料金×（30－供給中止期間の日数）／30

（備 考）

- ① 定額基本料金は、別表第4（料金表）における基本料金
- ② 供給中止期間の日数は、供給中止の日の翌日から供給再開の日までの日数。ただし、31日以上の場合は30
- ③ 計算結果の小数点第3位以下の端数は切り捨て

(2) 従量料金

別表第4（料金表）における従量料金単価にガス量を乗じて算定いたします。

— 標準託送供給料金第2種 —

料金は、次の日割計算後基本料金と従量料金の合計といたします。

(1) 日割計算後基本料金

$$\frac{(\text{定額基本料金} + \text{流量基本料金単価} \times \text{契約最大払出ガス量}) \times (30 - \text{供給中止期間の日数})}{30}$$

（備 考）

- ① 定額基本料金は、別表第4（料金表）における定額基本料金
- ② 流量基本料金単価は、別表第4（料金表）における流量基本料金単価
- ③ 供給中止期間の日数は、供給中止の日の翌日から供給再開の日までの日数。ただし、31日以上の場合は30
- ④ 計算結果の小数点第3位以下の端数は切り捨て

(2) 従量料金

別表第4（料金表）における従量料金単価にガス量を乗じて算定いたします。

とあるを

料金の日割計算（1）

— 標準託送供給料金第1種 —

料金は、次の日割計算後定額基本料金と従量料金の合計といたします。なお、別表第4（料金表）のいずれの料金表を適用するかは、料金算定期間のガス量に30を乗じ、次の日割計算日数で除した1か月換算ガス量によります。

(1) 日割計算後定額基本料金

定額基本料金×日割計算日数／30

(2) 従量料金

別表第4（料金表）における従量料金単価にガス量を乗じて算定いたします。

（備 考）

- ① 定額基本料金は、別表第4（料金表）における定額基本料金
- ② 日割計算日数は、料金算定期間の日数
- ③ 計算結果の小数点第3位以下の端数は切り捨て

— 標準託送供給料金第2種 —

料金は、次の日割計算後定額基本料金、日割計算後流量基本料金、従量料金の合計といたします。

(1) 日割計算後定額基本料金

$\text{定額基本料金} \times \text{日割計算日数} / 30$

(2) 日割計算後流量基本料金

$\text{流量基本料金単価} \times \text{契約最大払出ガス量} \times \text{日割計算日数} / 30$

(3) 従量料金

別表第4（料金表）における従量料金単価にガス量を乗じて算定いたします。

（備考）

- ① 定額基本料金は、別表第4（料金表）における定額基本料金
- ② 流量基本料金単価は、別表第4（料金表）における流量基本料金単価
- ③ 日割計算日数は、料金算定期間の日数
- ④ 計算結果の小数点第3位以下の端数は切り捨て

料金の日割計算（2）

— 標準託送供給料金第1種 —

料金は、次の日割計算後定額基本料金と従量料金の合計といたします。なお、別表第4（料金表）のいずれの料金表を適用するかは、料金算定期間のガス量に30を乗じ、30から供給中止期間の日数を差し引いた日数で除した1か月換算ガス量によります。

(1) 日割計算後定額基本料金

$\text{定額基本料金} \times (30 - \text{供給中止期間の日数}) / 30$

(2) 従量料金

別表第4（料金表）における従量料金単価にガス量を乗じて算定いたします。

（備考）

- ① 定額基本料金は、別表第4（料金表）における基本料金
- ② 供給中止期間の日数は、供給中止の日の翌日から供給再開の日までの日数。ただし、31日以上の場合は30
- ③ 計算結果の小数点第3位以下の端数は切り捨て

— 標準託送供給料金第2種 —

料金は、次の日割計算後定額基本料金、日割計算後流量基本料金、従量料金の合計といたします。

(1) 日割計算後定額基本料金

$\text{定額基本料金} \times (30 - \text{供給中止期間の日数}) / 30$

(2) 日割計算後流量基本料金

$\text{流量基本料金単価} \times \text{契約最大払出ガス量} \times (30 - \text{供給中止期間の日数}) / 30$

(3) 従量料金

別表第4（料金表）における従量料金単価にガス量を乗じて算定いたします。

（備考）

- ① 定額基本料金は、別表第4（料金表）における定額基本料金
- ② 流量基本料金単価は、別表第4（料金表）における流量基本料金単価
- ③ 供給中止期間の日数は、供給中止の日の翌日から供給再開の日までの日数。ただし、31日以上の場合は30
- ④ 計算結果の小数点第3位以下の端数は切り捨て

と、改める。

添 付 書 類

- 1 変更を必要とする理由
- 2 新旧対照表
- 3 ガス事業法施行規則第六十五条第3項第3号の二に規定する書類
ガス事業託送料金算定規則様式第6（託送供給約款料金原価等と料金収入の比較表）
様式第7（特別変動額整理表および変動額託送供給約款料金原価等整理表）

変更を必要とする理由

1. 上流特定ガス導管事業者の料金表の変更

当社東京地区等の導管ネットワークの上流に位置する株式会社 JERA 及び扇島都市ガス供給株式会社が、事業者間精算料金表を変更しました。

これにより、当社の事業者間精算費が変動するため、ガス事業託送供給約款料金算定規則第十五条の規定に基づき、託送料金の変分改定を実施いたします。

2. 申請の内容

(1) 変分改定を実施するために変更を要する事項

① 料金表の変更

- ・「(別表第4) 料金表」について、変分改定に伴い、東京地区等における従量料金単価を一律 0.02 円/m³ 値上げいたします。

② 附則の変更・追加

- ・「附則」の「実施期日」について、約款実施日を変更いたします。
- ・「附則」の「この約款の実施に伴う切り替え措置」について、料金算定期間が約款実施日を跨ぐ場合の措置を追加します。

(2) その他、託送供給約款明確化の観点による文言の変更

- ・「18. 精算額」について、文意明確化のため、「基本料金相当額」を「定額基本料金と流量基本料金の合計額」と変更いたします。
- ・「(別表第10) 料金の日割計算」について、文意明確化のため、「基本料金」を「定額基本料金」「流量基本料金」と変更いたします。

-

新 旧 对 照 表

現行の小売託送供給約款	
小 売 託 送 供 給 約 款 (需要場所で払い出す託送供給) 2024年5月1日実施 東京ガスネットワーク株式会社	
備 考	
変 更	

変更後の小売託送供給約款	
小 売 託 送 供 給 約 款 (需要場所で払い出す託送供給) 2025年4月1日実施 東京ガスネットワーク株式会社	

現行の小売託送供給約款	備 考
2020 年 10 月 14 日付 20200918 資第 46 号 認可 2024 年 4 月 19 日付 504-2024 : 060 届出	変 更

変更後の小売託送供給約款
2025 年 X 月 XX 日付 2025XXXX 資第 XX 号 認可

<本 文>

現行の小売託送供給約款	備 考
1 8. 精算額 (1) 個別契約中途解約精算額 当社は、29（託送供給契約の継続、変更及び終了）（14）に基づき個別契約が契約期間満了日前に終了したときには、①に定める算式によって算定する金額に消費税等相当額を加算した金額を、個別契約中途解約精算額として申し受けます。 ただし、当該個別契約と同一需要場所かつ同一需要家について終了日の翌日から個別契約（以下「新契約」といいます。）を締結する場合であって、それまでの個別契約（以下「前契約」といいます。）の流量基本料金から変更となるときには、当社は、終了日の属する月に、②に定める算式によって算定する金額に消費税等相当額を加算した金額を、個別契約中途解約精算額として申し受けます。 ① 1 か月あたりの基本料金相当額 ×当該個別契約の終了日の属する月の翌月から契約期間満了月までの残存月数 ②（イ）新契約の流量基本料金が前契約から減少する場合 { (前契約の契約最大払出ガス量×前契約の流量基本料金単価) － (新契約の契約最大払出ガス量×新契約の流量基本料金単価) } ×前契約終了日の属する月の翌月から前契約期間満了月までの月数 ただし、新契約の料金が標準託送供給料金第 1 種である場合は、以下の算式といたします。 前契約の 1 か月あたりの基本料金相当額 ×前契約終了日の属する月の翌月から前契約期間満了月までの月数 (ロ) 新契約の流量基本料金が前契約から増加する場合 { (新契約の契約最大払出ガス量×新契約の流量基本料金単価) － (前契約の契約最大払出ガス量×前契約の流量基本料金単価) } ×前契約の契約開始月から終了日の属する月までの月数 ただし、託送供給先需要家の消費機器の増設等による再契約のための中途解約であって契約期間中において契約最大払出ガスを増量することが合理的と認められる場合、供給者切替に伴う場合であって個別契約の諸条件に変更のない場合等、当社が認めたときには、上記の算式で算定する個別契約中途解約精算額は申し受けません。	変 更

変更後の小売託送供給約款
1 8. 精算額 (1) 個別契約中途解約精算額 当社は、29（託送供給契約の継続、変更及び終了）（14）に基づき個別契約が契約期間満了日前に終了したときには、①に定める算式によって算定する金額に消費税等相当額を加算した金額を、個別契約中途解約精算額として申し受けます。 ただし、当該個別契約と同一需要場所かつ同一需要家について終了日の翌日から個別契約（以下「新契約」といいます。）を締結する場合であって、それまでの個別契約（以下「前契約」といいます。）の流量基本料金から変更となるときには、当社は、終了日の属する月に、②に定める算式によって算定する金額に消費税等相当額を加算した金額を、個別契約中途解約精算額として申し受けます。 ① 1 か月あたりの定額基本料金と流量基本料金の合計額 ×当該個別契約の終了日の属する月の翌月から契約期間満了月までの残存月数 ②（イ）新契約の流量基本料金が前契約から減少する場合 { (前契約の契約最大払出ガス量×前契約の流量基本料金単価) － (新契約の契約最大払出ガス量×新契約の流量基本料金単価) } ×前契約終了日の属する月の翌月から前契約期間満了月までの月数 ただし、新契約の料金が標準託送供給料金第 1 種である場合は、以下の算式といたします。 前契約の 1 か月あたりの定額基本料金と流量基本料金の合計額 ×前契約終了日の属する月の翌月から前契約期間満了月までの月数 (ロ) 新契約の流量基本料金が前契約から増加する場合 { (新契約の契約最大払出ガス量×新契約の流量基本料金単価) － (前契約の契約最大払出ガス量×前契約の流量基本料金単価) } ×前契約の契約開始月から終了日の属する月までの月数 ただし、託送供給先需要家の消費機器の増設等による再契約のための中途解約であって契約期間中において契約最大払出ガスを増量することが合理的と認められる場合、供給者切替に伴う場合であって個別契約の諸条件に変更のない場合等、当社が認めたときには、上記の算式で算定する個別契約中途解約精算額は申し受けません。

＜附 則＞

現行の小売託送供給約款		備 考
1. 実施期日	この約款は、2024年5月1日から実施いたします。 ただし、この約款の2（託送供給約款の認可及び変更）（2）の規定により、別表第12（供給区域等）のみを変更した場合には、変更後の別表第12については、変更後の別表第12に定める日から実施いたします。 また、別表第12（供給区域等）の変更に伴い、別表第1（払い出すガスの圧力並びに払出エリア）（4）の払出エリアを変更した場合には、変更後の別表第12に定める日から実施いたします。	変 更 追 加

変更後の小売託送供給約款

1. 実施期日

この約款は、2025 年 4 月 1 日から実施いたします。

ただし、この約款の 2（託送供給約款の認可及び変更）（2）の規定により、別表第 12（供給区域等）のみを変更した場合には、変更後の別表第 12 については、変更後の別表第 12 に定める日から実施いたします。

また、別表第 12（供給区域等）の変更に伴い、別表第 1（払い出すガスの圧力並びに払出エリア）（4）の払出エリアを変更した場合には、変更後の別表第 12 に定める日から実施いたします。

2. この約款の実施に伴う切り替え措置

— 標準託送供給料金第 1 種 —

(1) 当社は、その初日が 2025 年 3 月 31 日以前に属し、その末日が 2025 年 4 月 1 日以降に属する算定期間（以下「本算定期間」といいます。）については、次の算式によって算定する金額を託送供給料金として申し受けます。

(算式)

託送供給料金

=①' + ②'

①' = ①旧約款適用期間の料金に消費税等相当額を加えた金額

①旧約款適用期間の料金（小数点第 1 位以下の端数切り捨て）

=③旧約款別表第 4 の定額基本料金 × D_1 / D （小数点第 3 位以下の端数切り捨て）

+④旧約款別表第 4 の従量料金単価 × V_1

②' = ②本約款適用期間の料金に消費税等相当額を加えた金額

②本約款適用期間の料金（小数点第 1 位以下の端数切り捨て）

=⑤本約款別表第 4 の定額基本料金 × D_2 / D （小数点第 3 位以下の端数切り捨て）

+⑥本約款別表第 4 の従量料金単価 × V_2

(備 考) (以下 (2) から (4) においても同じ)

旧約款 = 2025 年 3 月 31 日まで適用された小売託送供給約款

D = 本算定期間の日数

D_1 = D のうち旧約款適用期間の日数

= 本算定期間の初日から起算して 2025 年 3 月 31 日までの日数

D_2 = D のうち本約款適用期間の日数

= 2025 年 4 月 1 日から起算して本算定期間末日までの日数

V = 本算定期間のガス量

V_1 = V のうち旧約款適用期間のガス量

= $V \times D_1 / D$ （小数点第 1 位以下の端数切り捨て）

V_2 = V のうち本約款適用期間のガス量

= $V - V_1$

(2) 当社は、(1) の料金の算定にあたって、旧約款別表第 4 および本約款別表第 4 においていずれの料金表を適用するかは、本算定期間のガス量 V により判定いたします。

(3) 当社は、(1) の料金の算定にあたって、本約款 17 (8) の①から③のいずれかに該当する場合は、旧約款適用期間の料金および本約款適用期間の料金を、それぞれ次の算式により日割計算します。

(算式)

①旧約款適用期間の料金（小数点第 1 位以下の端数切り捨て）

		＝③旧約款別表第 4 の定額基本料金×D₁／30（小数点第 3 位以下の端数切り捨て） ＋④旧約款別表第 4 の従量料金単価×V₁ ②本約款適用期間の料金（小数点第 1 位以下の端数切り捨て） ＝⑤本約款別表第 4 の定額基本料金×D₂／30（小数点第 3 位以下の端数切り捨て） ＋⑥本約款別表第 4 の従量料金単価×V₂ （4）当社は、（3）における旧約款適用期間の料金および本約款適用期間の料金の算定にあたって、旧約款別表第 4 および本約款別表第 4 においていずれの料金表を適用するかは、次の算式により算定した 1 か月換算ガス量により判定いたします。 （算式） 1 か月換算ガス量＝V×30／D — 標準託送供給料金第 2 種 — （1）当社は、その初日が 2025 年 3 月 31 日以前に属し、その末日が 2025 年 4 月 1 日以降に属する算定期間（以下「本算定期間」といいます。）については、次の算式によって算定する金額を託送供給料金として申し受けます。 （算式） 託送供給料金 ＝①’＋②’ ①’＝①旧約款適用期間の料金に消費税等相当額を加えた金額 ①旧約款適用期間の料金（小数点第 1 位以下の端数切り捨て） ＝③旧約款別表第 4 の定額基本料金×D₁／D（小数点第 3 位以下の端数切り捨て） ＋④旧約款別表第 4 の流量基本料金単価×契約最大払出ガス量×D₁／D（小数点第 3 位以下の端数切り捨て） ＋⑤旧約款別表第 4 の従量料金単価×V₁ ②’＝②本約款適用期間の料金に消費税等相当額を加えた金額 ②本約款適用期間の料金（小数点第 1 位以下の端数切り捨て） ＝⑥本約款別表第 4 の定額基本料金×D₂／D（小数点第 3 位以下の端数切り捨て） ＋⑦本約款別表第 4 の流量基本料金単価×契約最大払出ガス量×D₂／D（小数点第 3 位以下の端数切り捨て） ＋⑧本約款別表第 4 の従量料金単価×V₂ （備 考）（以下（2）においても同じ） 旧約款＝2025 年 3 月 31 日まで適用された小売託送供給約款 D＝本算定期間の日数 D₁＝Dのうち旧約款適用期間の日数 ＝本算定期間の初日から起算して 2025 年 3 月 31 日までの日数 D₂＝Dのうち本約款適用期間の日数 ＝2025 年 4 月 1 日から起算して本算定期間末日までの日数 V＝本算定期間のガス量 V₁＝Vのうち旧約款適用期間のガス量 ＝V×D₁／D（小数点第 1 位以下の端数切り捨て） V₂＝Vのうち本約款適用期間のガス量 ＝V－V₁ （2）当社は、（1）の料金の算定にあたって、本約款 17（9）の①または②に該当する場合は、旧約款適用期間の料金および本約款適用期間の料金を、それぞれ次の算式により日割計算します。 （算式） ① 旧約款適用期間の料金（小数点第 1 位以下の端数切り捨て）
--	--	--

<u>2.</u> 定期修理時等における取り扱い	変 更
託送供給依頼者のガス製造設備の定期修理（一定期間を限り定期的に行われる検査又は修理をいいます。）により受入地点において当社にガスを受け渡すことができない期間が生じる場合等の取り扱いに関しては、当社と託送供給依頼者で別途協議して定めます。	
<u>3.</u> 約款等の閲覧場所	変 更
この約款並びに当社導管の経路の閲覧場所は以下のとおりです。	
本社	〒105-8527 港区海岸 1-5-20
託送受付センター	〒163-1059 新宿区西新宿 3-7-1
日立導管・設備 C	〒317-0073 日立市幸町 1-22-2
群馬導管・設備 C	〒370-0045 高崎市東町 134-6
宇都宮導管・設備 C	〒321-0953 宇都宮市東宿郷 4-2-16
<u>4.</u> 当社の導管事業の運営に使用するガスの取り扱い	変 更
当社が導管事業を運営するために自らガスを使用するための諸施設（高圧幹線施設等）については、別表第 12（供給区域等）に定める供給区域等の需要場所としてみなします	

=③旧約款別表第 4 の定額基本料金×D₁／30（小数点第 3 位以下の端数切り捨て）
 +④旧約款別表第 4 の流量基本料金単価×契約最大払出ガス量×D₁／30（小数点第 3 位以下の端数切り捨て）
 +⑤旧約款別表第 4 の従量料金単価×V₁
 ② 本約款適用期間の料金（小数点第 1 位以下の端数切り捨て）
 =⑥本約款別表第 4 の定額基本料金×D₂／30（小数点第 3 位以下の端数切り捨て）
 +⑦本約款別表第 4 の流量基本料金単価×契約最大払出ガス量×D₂／30（小数点第 3 位以下の端数切り捨て）
 +⑧本約款別表第 4 の従量料金単価×V₂

3. 定期修理時等における取り扱い

託送供給依頼者のガス製造設備の定期修理（一定期間を限り定期的に行われる検査又は修理をいいます。）により受入地点において当社にガスを受け渡すことができない期間が生じる場合等の取り扱いに関しては、当社と託送供給依頼者で別途協議して定めます。

4. 約款等の閲覧場所

この約款並びに当社導管の経路の閲覧場所は以下のとおりです。

本社	〒105-8527	港区海岸 1-5-20
託送受付センター	〒163-1059	新宿区西新宿 3-7-1
日立導管・設備 C	〒317-0073	日立市幸町 1-22-2
群馬導管・設備 C	〒370-0045	高崎市東町 134-6
宇都宮導管・設備 C	〒321-0953	宇都宮市東宿郷 4-2-16

5. 当社の導管事業の運営に使用するガスの取り扱い

当社が導管事業を運営するために自らガスを使用するための諸施設（高圧幹線施設等）については、別表第 12（供給区域等）に定める供給区域等の需要場所としてみなします

＜（別表第 4）料金表＞

現行の小売託送供給約款	備 考
4－1．東京地区等（45MJ地区） 〔標準託送供給料金第 1 種〕 1． 適用区分 料金表 A ガス量が 0 立方メートルから 20 立方メートルまでの場合に適用いたします。 料金表 B ガス量が 20 立方メートルを超え、80 立方メートルまでの場合に適用いたします。 料金表 C ガス量が 80 立方メートルを超え、200 立方メートルまでの場合に適用いたします。 料金表 D ガス量が 200 立方メートルを超え、500 立方メートルまでの場合に適用いたします。 料金表 E ガス量が 500 立方メートルを超え、800 立方メートルまでの場合に適用いたします。 料金表 F ガス量が 800 立方メートルを超える場合に適用いたします。	変 更

変更後の小売託送供給約款
4－1．東京地区等（45MJ地区） 〔標準託送供給料金第 1 種〕 1． 適用区分 料金表 A ガス量が 0 立方メートルから 20 立方メートルまでの場合に適用いたします。 料金表 B ガス量が 20 立方メートルを超え、80 立方メートルまでの場合に適用いたします。 料金表 C ガス量が 80 立方メートルを超え、200 立方メートルまでの場合に適用いたします。 料金表 D ガス量が 200 立方メートルを超え、500 立方メートルまでの場合に適用いたします。 料金表 E ガス量が 500 立方メートルを超え、800 立方メートルまでの場合に適用いたします。 料金表 F ガス量が 800 立方メートルを超える場合に適用いたします。

2. 料金表A

(1) 定額基本料金

1 か月及び1 個別契約につき	3 4 5. 0 0 円
-----------------	--------------

(2) 従量料金単価

1 立方メートルにつき	<u>4 7. 9 4 円</u>
-------------	-------------------

3. 料金表B

(1) 定額基本料金

1 か月及び1 個別契約につき	3 9 5. 0 0 円
-----------------	--------------

(2) 従量料金単価

1 立方メートルにつき	<u>4 5. 4 4 円</u>
-------------	-------------------

4. 料金表C

(1) 定額基本料金

1 か月及び1 個別契約につき	8 0 1. 4 0 円
-----------------	--------------

(2) 従量料金単価

1 立方メートルにつき	<u>4 0. 3 6 円</u>
-------------	-------------------

5. 料金表D

(1) 定額基本料金

1 か月及び1 個別契約につき	1, 4 5 9. 4 0 円
-----------------	-----------------

(2) 従量料金単価

1 立方メートルにつき	<u>3 7. 0 7 円</u>
-------------	-------------------

6. 料金表E

(1) 定額基本料金

1 か月及び1 個別契約につき	2, 3 2 9. 4 0 円
-----------------	-----------------

(2) 従量料金単価

1 立方メートルにつき	<u>3 5. 3 3 円</u>
-------------	-------------------

7. 料金表F

(1) 定額基本料金

1 か月及び1 個別契約につき	6, 9 5 3. 4 0 円
-----------------	-----------------

(2) 従量料金単価

2. 料金表A

(1) 定額基本料金

1 か月及び1 個別契約につき	3 4 5. 0 0 円
-----------------	--------------

(2) 従量料金単価

1 立方メートルにつき	<u>4 7. 9 6 円</u>
-------------	-------------------

3. 料金表B

(1) 定額基本料金

1 か月及び1 個別契約につき	3 9 5. 0 0 円
-----------------	--------------

(2) 従量料金単価

1 立方メートルにつき	<u>4 5. 4 6 円</u>
-------------	-------------------

4. 料金表C

(1) 定額基本料金

1 か月及び1 個別契約につき	8 0 1. 4 0 円
-----------------	--------------

(2) 従量料金単価

1 立方メートルにつき	<u>4 0. 3 8 円</u>
-------------	-------------------

5. 料金表D

(1) 定額基本料金

1 か月及び1 個別契約につき	1, 4 5 9. 4 0 円
-----------------	-----------------

(2) 従量料金単価

1 立方メートルにつき	<u>3 7. 0 9 円</u>
-------------	-------------------

6. 料金表E

(1) 定額基本料金

1 か月及び1 個別契約につき	2, 3 2 9. 4 0 円
-----------------	-----------------

(2) 従量料金単価

1 立方メートルにつき	<u>3 5. 3 5 円</u>
-------------	-------------------

7. 料金表F

(1) 定額基本料金

1 か月及び1 個別契約につき	6, 9 5 3. 4 0 円
-----------------	-----------------

(2) 従量料金単価

	1 立方メートルにつき	<u>2 9 . 5 5 円</u>
〔標準託送供給料金第 2 種〕		
8. 適用		
(1) 別表第 4（料金表） 4－1 の 9、10、11 の料金表の中から、いずれか 1 つを選択していただきます。		
(2) 従量料金単価の「その他期」は、料金算定期間の末日が 3 月の定例検針日の翌日から 11 月の定例検針日に属する料金算定期間の料金の算定に適用します。		
ただし、定例検針日が当社の第 1 営業日の場合は、料金算定期間の末日が 4 月の定例検針日の翌日から 12 月の定例検針日に属する料金算定期間の料金の算定に適用します。		
(3) 従量料金単価の「冬期」は、料金算定期間の末日が 11 月の定例検針日の翌日から翌年の 3 月の定例検針日に属する料金算定期間の料金の算定に適用します。		
ただし、定例検針日が当社の第 1 営業日の場合は、料金算定期間の末日が 12 月の定例検針日の翌日から翌年の 4 月の定例検針日に属する料金算定期間の料金の算定に適用します。		
9. 標準託送供給料金第 2 種その 1		
(1) 定額基本料金		
	1 か月及び 1 個別契約につき	2 2 7 , 5 7 0 . 0 0 円
(2) 流量基本料金単価		
	1 立方メートルにつき	6 7 5 . 0 0 円
(3) 従量料金単価		
	1 立方メートルにつき（その他期）	<u>1 . 3 6 円</u>
	1 立方メートルにつき（冬期）	<u>1 . 7 2 円</u>
10. 標準託送供給料金第 2 種その 2		
(1) 定額基本料金		
	1 か月及び 1 個別契約につき	1 0 5 , 8 4 0 . 0 0 円
(2) 流量基本料金単価		
	1 立方メートルにつき	6 7 5 . 0 0 円
(3) 従量料金単価		
	1 立方メートルにつき（その他期）	<u>2 . 0 1 円</u>
	1 立方メートルにつき（冬期）	<u>2 . 5 0 円</u>
11. 標準託送供給料金第 2 種その 3		
(1) 定額基本料金		

	1 立方メートルにつき	<u>2 9 . 5 7 円</u>
〔標準託送供給料金第 2 種〕		
8. 適用		
(1) 別表第 4（料金表） 4－1 の 9、10、11 の料金表の中から、いずれか 1 つを選択していただきます。		
(2) 従量料金単価の「その他期」は、料金算定期間の末日が 3 月の定例検針日の翌日から 11 月の定例検針日に属する料金算定期間の料金の算定に適用します。		
ただし、定例検針日が当社の第 1 営業日の場合は、料金算定期間の末日が 4 月の定例検針日の翌日から 12 月の定例検針日に属する料金算定期間の料金の算定に適用します。		
(3) 従量料金単価の「冬期」は、料金算定期間の末日が 11 月の定例検針日の翌日から翌年の 3 月の定例検針日に属する料金算定期間の料金の算定に適用します。		
ただし、定例検針日が当社の第 1 営業日の場合は、料金算定期間の末日が 12 月の定例検針日の翌日から翌年の 4 月の定例検針日に属する料金算定期間の料金の算定に適用します。		
9. 標準託送供給料金第 2 種その 1		
(1) 定額基本料金		
	1 か月及び 1 個別契約につき	2 2 7 , 5 7 0 . 0 0 円
(2) 流量基本料金単価		
	1 立方メートルにつき	6 7 5 . 0 0 円
(3) 従量料金単価		
	1 立方メートルにつき（その他期）	<u>1 . 3 8 円</u>
	1 立方メートルにつき（冬期）	<u>1 . 7 4 円</u>
10. 標準託送供給料金第 2 種その 2		
(1) 定額基本料金		
	1 か月及び 1 個別契約につき	1 0 5 , 8 4 0 . 0 0 円
(2) 流量基本料金単価		
	1 立方メートルにつき	6 7 5 . 0 0 円
(3) 従量料金単価		
	1 立方メートルにつき（その他期）	<u>2 . 0 3 円</u>
	1 立方メートルにつき（冬期）	<u>2 . 5 2 円</u>
11. 標準託送供給料金第 2 種その 3		
(1) 定額基本料金		

	1 か月及び1 個別契約につき	4 3, 0 7 0. 0 0 円		
(2) 流量基本料金単価				
	1 立方メートルにつき	6 7 5. 0 0 円		
(3) 従量料金単価				
	1 立方メートルにつき（その他期）	<u>3. 4 1 円</u>		
	1 立方メートルにつき（冬期）	<u>4. 1 8 円</u>		

	1 か月及び1 個別契約につき	4 3, 0 7 0. 0 0 円		
(2) 流量基本料金単価				
	1 立方メートルにつき	6 7 5. 0 0 円		
(3) 従量料金単価				
	1 立方メートルにつき（その他期）	<u>3. 4 3 円</u>		
	1 立方メートルにつき（冬期）	<u>4. 2 0 円</u>		

＜（別表第1 0）料金の日割計算＞

現行の小売託送供給約款	備 考
料金の日割計算（1） — 標準託送供給料金第1 種 — 料金は、次の日割計算後 <u>基本料金</u> と従量料金の合計といたします。なお、別表第4（料金表）のいずれの料金表を適用するかは、料金算定期間のガス量に 30 を乗じ、次の日割計算日数で除した1 か月換算ガス量によります。 （1）日割計算後 <u>基本料金</u> 定額基本料金×日割計算日数／30 （備 考） ① 定額基本料金は、別表第4（料金表）における定額基本料金 ② 日割計算日数は、料金算定期間の日数 ③ 計算結果の小数点第3 位以下の端数は切り捨て （2）従量料金 別表第4（料金表）における従量料金単価にガス量を乗じて算定いたします。 — 標準託送供給料金第2 種 — 料金は、次の日割計算後 <u>基本料金</u> と従量料金の合計といたします。 <u>（1）日割計算後基本料金</u> <u>（定額基本料金＋流量基本料金単価×契約最大払出ガス量）×日割計算日数／30</u> （備 考） ① 定額基本料金は、別表第4（料金表）における定額基本料金 ② 流量基本料金単価は、別表第4（料金表）における流量基本料金単価 ③ 日割計算日数は、料金算定期間の日数 ④ 計算結果の小数点第3 位以下の端数は切り捨て <u>（2）</u> 従量料金 別表第4（料金表）における従量料金単価にガス量を乗じて算定いたします。 料金の日割計算（2） — 標準託送供給料金第1 種 — 料金は、次の日割計算後 <u>基本料金</u> と従量料金の合計といたします。なお、別表第4（料金表）のいずれの料金表を適用するかは、料金算定期間のガス量に 30 を乗じ、30 から供給中止期間の日数を差し引いた日数で除した1 か月換算ガス量によります。	変 更

変更後の小売託送供給約款
料金の日割計算（1） — 標準託送供給料金第1 種 — 料金は、次の日割計算後 <u>定額基本料金</u> と従量料金の合計といたします。なお、別表第4（料金表）のいずれの料金表を適用するかは、料金算定期間のガス量に 30 を乗じ、次の日割計算日数で除した1 か月換算ガス量によります。 （1）日割計算後 <u>定額基本料金</u> 定額基本料金×日割計算日数／30 （2）従量料金 別表第4（料金表）における従量料金単価にガス量を乗じて算定いたします。 （備 考） ① 定額基本料金は、別表第4（料金表）における定額基本料金 ② 日割計算日数は、料金算定期間の日数 ③ 計算結果の小数点第3 位以下の端数は切り捨て — 標準託送供給料金第2 種 — 料金は、次の日割計算後 <u>定額基本料金、日割計算後流量基本料金</u> 、従量料金の合計といたします。 <u>（1）日割計算後定額基本料金</u> <u>定額基本料金×日割計算日数／30</u> <u>（2）日割計算後流量基本料金</u> <u>流量基本料金単価×契約最大払出ガス量×日割計算日数／30</u> <u>（3）</u> 従量料金 別表第4（料金表）における従量料金単価にガス量を乗じて算定いたします。 （備 考） ① 定額基本料金は、別表第4（料金表）における定額基本料金 ② 流量基本料金単価は、別表第4（料金表）における流量基本料金単価 ③ 日割計算日数は、料金算定期間の日数 ④ 計算結果の小数点第3 位以下の端数は切り捨て 料金の日割計算（2） — 標準託送供給料金第1 種 — 料金は、次の日割計算後 <u>定額基本料金</u> と従量料金の合計といたします。なお、別表第4（料金表）のいずれの料金表を適用するかは、料金算定期間のガス量に 30 を乗じ、30 から供給中止期間の日数を差し引いた日数で除した1 か月換算ガス量によります。

(1) 日割計算後基本料金 定額基本料金 × (30－供給中止期間の日数) ÷ 30 (備 考) ① 定額基本料金は、別表第 4 (料金表) における基本料金 ② 供給中止期間の日数は、供給中止の日の翌日から供給再開の日までの日数。ただし、31 日以上の場合は 30 ③ 計算結果の小数点第 3 位以下の端数は切り捨て (2) 従量料金 別表第 4 (料金表) における従量料金単価にガス量を乗じて算定いたします。 — 標準託送供給料金第 2 種 — 料金は、次の日割計算後基本料金と従量料金の合計といたします。 (1) 日割計算後基本料金 $\frac{(\text{定額基本料金} + \text{流量基本料金単価} \times \text{契約最大払出ガス量}) \times (30 - \text{供給中止期間の日数})}{30}$ (備 考) ① 定額基本料金は、別表第 4 (料金表) における定額基本料金 ② 流量基本料金単価は、別表第 4 (料金表) における流量基本料金単価 ③ 供給中止期間の日数は、供給中止の日の翌日から供給再開の日までの日数。ただし、31 日以上の場合は 30 ④ 計算結果の小数点第 3 位以下の端数は切り捨て (2) 従量料金 別表第 4 (料金表) における従量料金単価にガス量を乗じて算定いたします。		(1) 日割計算後定額基本料金 定額基本料金 × (30－供給中止期間の日数) ÷ 30 (2) 従量料金 別表第 4 (料金表) における従量料金単価にガス量を乗じて算定いたします。 (備 考) ① 定額基本料金は、別表第 4 (料金表) における基本料金 ② 供給中止期間の日数は、供給中止の日の翌日から供給再開の日までの日数。ただし、31 日以上の場合は 30 ③ 計算結果の小数点第 3 位以下の端数は切り捨て — 標準託送供給料金第 2 種 — 料金は、次の日割計算後定額基本料金、日割計算後流量基本料金、従量料金の合計といたします。 (1) 日割計算後定額基本料金 $\frac{\text{定額基本料金} \times (30 - \text{供給中止期間の日数})}{30}$ (2) 日割計算後流量基本料金 $\frac{\text{流量基本料金単価} \times \text{契約最大払出ガス量} \times (30 - \text{供給中止期間の日数})}{30}$ (3) 従量料金 別表第 4 (料金表) における従量料金単価にガス量を乗じて算定いたします。 (備 考) ① 定額基本料金は、別表第 4 (料金表) における定額基本料金 ② 流量基本料金単価は、別表第 4 (料金表) における流量基本料金単価 ③ 供給中止期間の日数は、供給中止の日の翌日から供給再開の日までの日数。ただし、31 日以上の場合は 30 ④ 計算結果の小数点第 3 位以下の端数は切り捨て
---	--	--

様式第6（第14条関係）
第1表

託送供給約款料金原価等と料金収入の比較表

託送供給約款料金原価等（a） （千円）	想定需要量（b） （千m3）	平均単価（a／b） （円／m3）	想定料金収入 （千円）
868,456,133	41,843,013	20.76	868,051,651

様式第7（第15条関係）
第1表

特別変動額整理表

（単位：千円）

項目	金額
特別変動額	
変動前（A）	-16,175,086
変動後（B）	-15,202,738
差額（C）＝（B）－（A）	972,348

第2表

変動額託送供給約款料金原価等整理表

（単位：千円）

	金額
託送供給約款料金変動額	972,348
現行託送供給約款料金原価等	867,483,785
変動額託送供給約款料金原価等	868,456,133

別紙

1. 事業者間精算料金表及び当該料金表の算定根拠又は金額決定の方法に関する説明

東日本地区	流量基本料金	契約最大流量 1 m ³ Nあたり	84 円
	従量料金	託送量 1 m ³ Nあたり	0.13 円
四日市コンビナート地区	流量基本料金	契約最大流量 1 m ³ Nあたり	
	従量料金	託送量 1 m ³ Nあたり	
北勢地区	流量基本料金	契約最大流量 1 m ³ Nあたり	
	従量料金	託送量 1 m ³ Nあたり	

事業者間精算料金表は、ガス事業法第七十六条第一項本文の規定に基づき特定ガス導管事業者が定める託送供給約款で設定するガス事業託送供給約款料金の算定に関する省令、別表第五第3表の規定に基づき、下記の値および 2. 想定連結託送供給ガス量を用いて、流量基本料金および従量料金を組み合わせて設定いたしました。

連結託送供給に係る費用 (2022年度～2024年度)	東日本地区	3,041,755 千円
	四日市コンビナート地区	
	北勢地区	

2. 想定連結託送供給ガス量

想定連結託送供給ガス量 (2022年度～2024年度)	東日本地区	5,320,337 千m ³
	四日市コンビナート地区	
	北勢地区	

<別紙>

事業者間精算料金表及び当該料金表の算定根拠又は金額決定の方法

(1) 事業者間精算料金表

流量基本料金	1 m ³ Nにつき	250.80円
従量料金	1 m ³ Nにつき	0.11円

(2) 料金表の算定根拠又は金額決定の方法

事業者間精算料金表は、ガス事業託送供給約款料金算定規則第30条および別表第5第3表の規定に基づき、下記の値を用いて、流量基本料金及び従量料金を組み合わせて設定いたしました。

原価算定期間	3年間 (令和2年4月～5年3月)
連結託送供給に係る費用	3,272,469千円
想定連結託送供給ガス量	3,867,000千m ³ N
ピーク時需要量	315,300m ³ N/時

以 上